



老発 0219 第 1 号
平成 28 年 2 月 19 日

一般社団法人
高齢者住宅推進機構 代表理事 殿

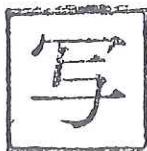
厚生労働省老健局長



平成 26 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を踏まえた対応の強化について（通知）

標題の件について、本日、各都道府県知事あて、高齢者虐待の防止等の対応の強化について通知したところです。

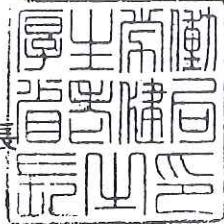
つきましては、貴団体におかれましては、別添通知の内容を十分ご理解いただき、貴会員への周知をお願いいたします。



老発 0219 第 1 号
平成 28 年 2 月 19 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



平成 26 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

本年 2 月 5 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する平成 26 年度の調査結果を公表したところです。（※）

本調査中、養介護施設従事者等による虐待では、相談・通報件数は 1,120 件、虐待判断件数は 300 件と、前年度の 962 件、221 件から大幅に増加しています。また、養護者による虐待では、相談・通報件数は 25,791 件、虐待判断件数は 15,739 件と、前年度の 25,310 件、15,731 件からやや増加しており、減少傾向には至っていない状況です。

ご承知のとおり、平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号及び同年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号で、法に基づく対応の強化、養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームの指導徹底について依頼したところです。

しかしながら、本年 2 月 15 日、有料老人ホームに入居する高齢者に対する殺人容疑で当該老人ホームの元職員が逮捕されるなど、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道される状況にあります。当該事件については現在警察で捜査中ですが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設等でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態と認識しています。

つきましては、平成 27 年 2 月 6 日付け老発 0206 第 2 号及び同年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号に加え、改めて下記のことご留意の上、類似の高齢者虐待事案が再発することがないよう、虐待が発生した原因の分析や未然防止策の検証、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実・強化等に、なお一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村への周知及び支援並びに関係団体・機関及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知及び指導を徹底していただくようお願いします。

（※）調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000111629.html>

【本通知の要点】

● 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待対応の体制整備にあたっては、相談・通報の受付窓口の整備、事実確認の手順の標準化、関係機関との連携協力体制、関係法令の権限行使に関する事務処理体制等について、幅広くかつ定期的に検討する必要。

● 高齢者虐待の未然防止及び早期発見

養介護施設従事者等への研修等に重点的に取り組むとともに、高齢者虐待の兆候をきめ細かく把握し、できる限り早期に発見し、対応していくことが重要。

● 初期段階における迅速かつ適切な対応

(1) 相談・通報の受理から事実確認開始までに 28 日（4 週間）以上を要しているケースも相当数報告あり。

(2) 情報元の明確化や、曖昧な情報をできるだけ数値化して確認することで、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間等を短縮。

● 先進的な取組事例を参考とした地域の実情に応じた体制整備等の充実

1 高齢者虐待防止における基本的事項

(1) 市町村等の体制整備

市町村を中心とする関係機関が、高齢者虐待の疑いのある事案を的確に把握し、早期に対応するためには、地域包括支援センターや都道府県も含めた関係機関における体制整備等の充実が重要です。

市町村等が、高齢者虐待対応の体制整備の構築や見直しにあたっては、相談・通報の受付窓口の設置・周知・閉庁時間の対応、事実確認の手順の標準化、虐待判断・対応ケース会議の運営方法、関係機関との連携協力体制、高齢者虐待防止法、老人福祉法及び介護保険法の権限行使に関する事務処理体制等について、幅広くかつ定期的に検討されることが望まれます。

高齢者虐待に関する相談・通報件数の約 96%が、養護者による高齢者虐待に関するものであり、市町村の体制の構築や見直しにあたっては、養護者による高齢者虐待に対応するための視点に偏りがちですが、養介護施設従事者等による高齢者虐待に適切に対応できるかどうかといった視点で検討することも重要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応実績が、養護者による高齢者虐待への対応実績に比べて少なく、その経験が蓄積されにくいことから、専門的な対応が可能となるよう、市町村と都道府県との連携強化を図っていただきますようお願いします。

(2) 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業において、①介護施設等の指導的立場にある者や看護職員を対象として都道府県が実施する研修、②高齢者虐待の防止に関するシンポジウムの実施や広報誌等による普及啓発、③高齢者虐待防止シェルターの確保、④弁護士、社会福祉士等の専門職による権利擁護相談窓口の設置、⑤身体拘束ゼロ作戦

推進会議の開催等を都道府県が行う経費（委託を含む。）を国庫補助の対象としているので、積極的にご活用いただきますようお願いします。

2 高齢者虐待の未然防止

高齢者虐待を未然に防止するための対策として、市町村との連携の下、引き続き、①養介護施設従事者等への研修、②地域住民への啓発、③介護保険サービスの適切な活用、④「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）に掲げる認知症への理解を深めるための普及啓発と認知症の人の介護者への支援等に重点的に取り組んでいただきますようお願いします。

3 高齢者虐待事案の早期発見

高齢者虐待事案は、過去の虐待判断件数の有無や虐待事案の発生の多寡に関わらず、全ての都道府県、市町村において発生する可能性があります。

また、高齢者本人の判断能力が低下している場合には、高齢者自身が虐待を受けているといった自覚がなく、また、虐待を受けたことを他に訴えることができなかったり、虐待者やその周辺の者も虐待が行われているといった認識に欠ける場合があります。

一方、本調査においては、虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多いといった傾向となっており、虐待防止対応の体制整備や相談・通報制度の周知等を推進することで、高齢者虐待に対する認識が深まり、相談・通報件数や虐待判断件数の増加に繋がり、潜在的な虐待事案を顕在化させるという効果が現れます。このため、発生した虐待事案の兆候をきめ細かく把握し、できる限り早期に発見し、初期段階において迅速かつ適切な対応に努めること、また、対応後の検証を行うことで、将来起こりうる虐待を未然に防止するための取組を検討し、着実に推進していくことが重要です。

4 初期段階における迅速かつ適切な対応

本調査において、養介護施設従事者等による高齢者虐待では、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は6日、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は12日でした。また、養護者による高齢者虐待では、相談・通報の受理から、事実確認開始までの期間の中央値は0日（即日）、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は1日（翌日）であり、概ね迅速に対応していることが確認されています。

しかしながら、相談・通報の受理から事実確認開始までに28日（4週間）以上をしているケースも相当数報告されています。市町村にヒアリングしたところ、「最初の通報・相談を受理した時点では情報不足であった」「相談・通報の内容から虐待ではないと判断されたが、その後の別の相談・通報で虐待が確認された」「虐待判断の過程で、遡って記録を確認したところ、相談・通報らしきものが過去にもあった」等

が典型的な事例でした。

高齢者虐待につながる情報は、様々な立場の人や機関から寄せられるため、情報提供者の属性により、情報の質が異なったり、情報内容に価値観や感情が入りやすいといった特質があります。そのため、情報提供者と高齢者との関係に留意した上、情報提供者自身による目撃であるのか、推測情報であるのか、誰からの伝聞情報なのかを明確にするとともに、情報提供者からの聞き取りにあたっては、曖昧な情報をできるだけ数値化して確認することにより、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間等を短縮させることが重要です。（参考文献：社団法人日本社会福祉士会編集「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（第4章 初動期段階 第2節 相談・通報・届出の受付）※平成22年度老人保健健康増進等事業による）

5 先進的な取組事例を参考とした地域の実情に応じた体制整備等の充実

以下のとおり、先進的な取組事例をお示ししますので、これらの事例も参考とされ、地域の実情に応じた体制整備等の充実に努めていただきますようお願いします。

（1）全体的な取組事例

- 法施行前から高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組む（ネットワークの整備、警察署との連携、緊急時の受入体制の整備など）（千葉県松戸市） **別紙1**
- 平成13年4月の高齢者虐待防止ネットワーク事業実施、平成16年4月の高齢者虐待防止センター開設など、法施行前から取り組む。保健師等による相談、ネットワークミーティング、研修会、市民啓発を柱とした施策を推進（神奈川県横須賀市） **別紙2**
- 県が広域的な観点から、高齢者虐待防止に関する対応の各種マニュアル、虐待対応事例集等を作成し、県のホームページで公開（神奈川県）
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

（2）養介護施設従事者等の研修に関する取組事例

- 介護施設等による自発的な課題発見や日々のケアの改善につなげるため、介護従事者研修用映像を作成し、市のホームページや動画共有サイトを通じて情報提供（兵庫県神戸市）
http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/koureishagyakutai_boushi/
<https://www.youtube.com/watch?v=R-JykrXdkaw>

（3）ネットワークの整備や地域の見守り等に関する取組事例

- 高齢者虐待防止のネットワーク充実・強化のため、関係機関の代表者会議と実務者会議を設置、関係機関相互間の連携強化やそのための環境整備に取り組む。また、緊急受理会議で迅速な判断と対応方針の決定、個別ケース会議で具体的な支援方針の検討・決定に取り組む（東京都国分寺市） **別紙3**

- 県が広域的な観点から、地域の関係者や一般県民に普及啓発することで、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークの構築を促進（高齢者虐待防止センターの育成、地域の見守り機能支援、広域ネットワークの運営等）（新潟県） 別紙4

なお、厚生労働省においても、高齢者虐待の取組の充実に資するための市町村の担当職員を対象としたセミナーを近日中に開催（別途通知）予定としているので、積極的に参加していただけるよう、ご配慮願います。